政　令

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十三号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第九号中「、少年院法」を「及び少年院法」に改め、「及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第四条の規定による賞与金」を削り、同条第九号の二中「、少年院法」を「又は少年院法」に改め、「又は婦人補導院法第十二条」を削る。

（医療法施行令の一部改正）

第二条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

第三条第二項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第三条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。

第五十五条第四項第五号を削り、同条第九項中「、婦人補導院の長」を削る。

第五十六条第一項中「及び第三号から第五号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第四条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第五条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「、婦人補導院」を削る。

（物品管理法施行令の一部改正）

第六条　物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「、出入国管理及び難民認定法」を「又は出入国管理及び難民認定法」に改め、「又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第十三条」を削る。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第七条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「又は収容され」を削り、同条各号を削る。

（国家公務員宿舎法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ロ及び第九条第一号ロ中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第九条　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」に、「要保護女子の収容保護」を「同項に規定する自立支援」に、「第三十八条第一項第四号」を「第二十条第一項第五号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条の十四の六第二項第四号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「設置した女性自立支援施設」を「設置した婦人保護施設」を「同項に規定する自立支援」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「婦人保護施設」を「、女性自立支援施設」に、「被災婦人保護施設」を「被災女性自立支援施設」に、同項第二号及び同条第二項中「被災婦人保護施設」を「被災女性自立支援施設」に改める。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。

八　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設」を削り、「又は障害者支援施設又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」に改める。